

「デスメディファム」及び「チモール」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

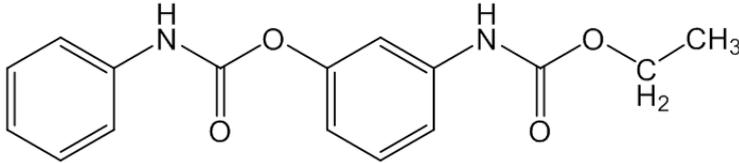
1. デスメディファム（農薬）
2. チモール（動物用医薬品）

デスメディファム

1. 今回の諮問の経緯

- ・デスメディファムについては、平成23年2月8日付けで、厚生労働大臣より食品安全委員会あてに評価要請を行い、平成29年7月4日付けで、ポジティブリスト導入時に設定した暫定基準値の見直しに係る食品健康影響評価結果を受けている。
- ・本剤について、本基準が設定されているてんさいについて、基準値を変更する必要があるため、改めて食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	デスメディファム (Desmedipham)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	カルバニラート系の除草剤である。非ホルモン型、吸収移行性の光合成阻害剤で、雑草の茎葉部に処理することによって効果を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物: てんさい 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準: てんさい、ほうれん草等 EU基準: かんきつ類、仁果類、核果類等 カナダ基準: てんさい、ほうれん草等 豪州、ニュージーランド基準: 基準なし
食品安全委員会での評価等	【1】平成23年2月8日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成29年7月4日 食品健康影響評価結果 受理 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ADI = 0.032 mg/kg 体重/day</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ARfD = 0.9 mg/kg 体重</div>	

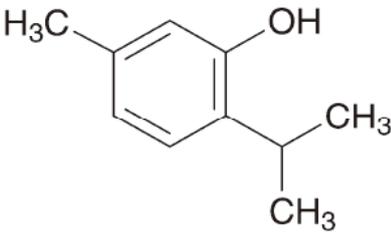
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

チモール

1. 今回の諮問の経緯

- ・平成29年10月10日、農林水産省から「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく動物用医薬品の製造販売承認に係る意見聴取を受理。
- ・食品安全基本法第24条第1項第1号に基づき食品健康影響評価を依頼するもの。

2. 評価依頼物質の概要

名称	チモール(Thymol)	
構造式		
用途	寄生虫駆除剤	
作用機構	フェノール誘導体で、ダニの神経系に作用し毒性を示すと考えられている。	
日本における登録状況	【動物用医薬品】 承認されていない。 今回、ミツバチへの新規承認申請	
国際機関、海外での状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	基準なし
	諸外国	E U 基準:MRL 設定不要 豪州基準:MRL 設定不要 ニュージーランド基準:MRL 設定不要 米国、カナダ基準:基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA:FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議